

大阪堂島商品取引所 受託契約準則変更箇所

下線が変更箇所、(米穀(新潟コシ)の受渡しによる決済の特例)は新規追加条文となります。

第1条～第41条(省略)

(米穀(東京コメ及び大阪コメ)の受渡しによる決済の特例)

第42条 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号イ及びロに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。

2～6(省略)

7 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

(1)～(12)(省略)

(13) 新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料

(14)(省略)

8～10(省略)

(米穀(新潟コシ)の受渡しによる決済の特例)

第42条の2 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ハに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。

2 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後4時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。

3 委託者が前項の日時までに本所が定める荷渡指図書及び在庫証明書又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

4 受託会員は、委託を受けた米穀の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した荷渡指図書及び在庫証明書を交付しなければならない。

5 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

(1)取引の種類

(2)上場商品構成物品の銘柄

(3)限月

(4)売付け又は買付け年月日

(5)売買枚数

(6)倉庫名

(7)成立した取引の約定値段

(8)格付差金

(9)受渡代金

(10)受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額

(11)諸勘定

(12)新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料

(13)差引受払金

6 法第220条第1項ただし書きの規定及び法第220条の4の規定は、前項の通知について準用する。

7 第18条第6項及び第7項の規定は、第5項の書面による通知について準用する。

8 前各項に規定する場合のほか、米穀の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。

(以下省略)

附則

平成28年9月27日開催の定例理事会において決議した第42条の変更及び第42条の2の新設は、農林水産大臣の認可の日(平成28年10月11日)から施行する。